

事 務 連 絡  
令 和 2 年 7 月 1 0 日

各 厚生労働大臣所管消費生活協同組合(連合会) 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

### 医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

日頃より、消費生活協同組合行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療保険の被保険者証(以下、「被保険者証」という。)については、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、個人情報保護の観点から、令和2年10月1日より、原則として、本人確認等を目的として、被保険者等記号・番号の告知を求めることが禁止されます。

本人確認書類等として、被保険者証を用いる場合、令和2年10月1日以降は、被保険者証の提示を求める際、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。なお、連合会におかれましては、貴連合会の会員組合に対し、周知していただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 被保険者証の写しをとる際のマスキング処理

被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。

##### 2 被保険者証の写しの送付を受ける場合の対応

被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

### 3 ホームページにおける留意事項

被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

(添付資料)

「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」(令和2年7月8日総務省自治行政局  
公務員部福利課等連名事務連絡)

以上